

(参考)

**タクシーメーター装置検査の有効期間満了に
かかわらず装置検査の受検が必要となる場合**

タクシーメーター装置検査の有効期間は、1年間です。通常は、有効期間が満了となる月の末日までに装置検査を受検することとなります。

なお、次表のいずれかに該当する場合は、タクシーメーター装置検査（以下「装置検査」という。）の有効期間の満了にかかわらず装置検査を受検する必要があります。

この場合、「タクシーメーター装置検査済証再交付申請書」では、装置検査済証の交付を受けることができませんので、御承知おきください。

装置検査の有効期間満了にかかわらず 装置検査の受検が必要となる場合
車両の差替え又は増車
メーターの交換又は修理
装置検査の未受検や有効期限切れの自動車を発見した場合
装置検査証印又は検定証印による封印が切れた場合 （自然劣化や不注意による切断も含む。）
ケーブル（たわみ軸）やコネクターの補修又は取替え （タクシーメーター修理事業者が行った場合を除く。）
ミッション及びデファレンシャルの交換
サイズや種類の異なるタイヤへの交換 【例】175R14⇔185R14 ノーマルタイヤ ⇔ スタッドレスタイヤ 等